(別紙1)

180199200510002 平成27年2月26日

180199200310002			十成27年2月20日
規制の名称	特定計量証明事業者の認定基準等に係る運用について	所管府省	経済産業省
	計量法121条の2第1項 ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第 77号)		産業技術環境局 計量行政室 室長 三浦 裕幸
規制目的	本通知は、ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号)に係る用語の定義や運用上の解釈等 を示すことを目的としている。		
規制内容の概要	計量法121条の2第1項につき、具体的な基準が「ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号)」として示されているところ、さらに当該告示の用語の定義や運用上の解釈等を示すものであり、法令上の規制を乗り越えて追加的に規制を課しているものではない。	関連する予 算	_
規制の最近の改 廃経緯	平成14年3月29日制定 改廃実績無し	関連する政 策評価結果	_
	本件は、特定計量証明事業者の認定に当たっての基準について、運用上の解釈等を明確化するために示すものであり、制定当時と現状において、当該基準に変更が生じていないことから引き続き維持する。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	_		
見直し条項	_		
次の見直し時期	_		

0001 180199200510002

通知・通達等の 名称(発信者等を 含む。)	特定計量証明事業者の認定基準等に係る運用について(経済産業省知的基盤課) ※()内は通達発出時点での発信者。組織変更に伴い、現在では経済産業省計量行政室の所管
通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項	計量法121条の2第1項 ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号) 行政手続法第5条第1項
通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由	計量法121条の2第1項につき、具体的な基準が「ダイオキシン類に係る特定計量証明事業の認定基準(平成14年経済産業省告示第77号)」 として示されているところ、本通知は、当該告示で定める事項についての用語の解釈や運用上の解釈等を示すものであるため。